

I 総則

前文

小・中学部学習指導要領 P58

高等部学習指導要領 P33

<前文（抜粋）>

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に関
かれた教育課程の実現が重要となる。

（中略）

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。

（中略）

幼稚園における教育及び小学部における教育又は小学校教育の基礎の上に、中学部における教育又は中学校教育及び高等部における教育又は高等学校教育以降の { (高) 幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等部卒業以降の教育や職業、生活、} 生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校小学部・中学部（高等部）学習指導要領を定める。

★ポイント★

《解説総則編》

○今回の改訂の基本的な考え方

→P2～22

- 社会に関かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障がいのある幼児児童生徒の学びの場の柔軟な選択を踏まえ、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障がいの重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

○教育内容等の主な改善事項等

学びの連続性を重視した対応①

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、児童生徒の学びの連続性を確保する視点から、

学びの連続性を重視した対応②

- **知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校**について、次の点などを充実。
 - ・目標や内容を育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理
 - ・各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、中学部に二つの段階を新設、各学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・**小学部の教育課程に外国語活動を設けることができること**を規定
 - ・知的障がいの程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、**小・中・高等学校の学習指導要領の各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができること**などを規定
 - ・【高等部】小・中学部との系統性の観点から、「道徳の時間」を「特別の教科道徳」に改訂

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者及び病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目等の目標と内容に準ずるとともに、**障がいの特性等に応じた指導上の配慮を充実**。また、全障がい種を通じ、**コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等**について規定。
 - 【視覚障がい】空間や時間の概念を活用した場の状況や活動の過程等の把握
 - 【聴覚障がい】音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】間接体験、疑似体験、仮想体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障がいを含む多様な障がいに応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階から**キャリア教育の充実**を図ることを規定。また社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、**キャリア教育の充実**を図ることを規定。
- 障がいのない子供との交流及び共同学習を充実
- 知的障がい者である生徒のための各教科について、内容等を充実
 - （例）国語：（小中）日常生活に必要な国語の特徴や使い方 （高）資料を活用して自分の考えを表現
 - 算数、数学：（小中）数学を学習や生活で生かすこと （高）データの活用
 - 社会：（中）身近な生活に関する制度 （高）社会参加ときまり、我が国の国土の様子と国民生活
 - 音楽・美術：（高）創意工夫を生かした表現
 - 保健体育：（高）オリンピック・パラリンピックなどの国際大会の意義や役割
 - 職業・家庭：（中）働くことの意義、消費生活と環境
 - 家庭：（高）消費生活・環境
 - 職業：（高）勤労の意義
- 専門教科（「理療」、「歯科技工」など）について、関連する制度改正等を踏まえ内容等を充実。
- 高等部は「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、探究の過程を重視。
- **生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮**することを規定。

教育目標

学習指導要領
P61

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

★ポイント★

○学校教育法 第72条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

《解説総則編》

→P166～P168

○特別支援学校の小学部及び中学部は、小学校教育及び中学校教育と同一の目標を掲げていることに加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的としている。

《学校教育法》

→第21条

→第30条

→第46条

○『準ずる』とは『同じということ』を意味している。

○教育目標の第3項について

特別支援学校における教育については、小学校又は中学校における教育には設けられていない特別の指導領域である自立活動が必要であると同時に、それが特に重要な意義をもつものと言える。第3項の教育目標は、このような観点から定められたものであって、人間形成を図る上で障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養うことから、その習慣形成に至るまでを目指している。

小学部及び中学部における教育の基本 と教育課程の役割 1

学習指導要領
P61

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

★ポイント★

○教育課程編成の主体

- ・学校において教育課程を編成するという事は、学校の長たる校長が責任者となって編成するという事である。
- ・家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のある、しかも一貫性をもった教育課程の編成を行うよう努める必要がある。

○教育課程の編成の原則

- ・教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと。
- ・児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮すること。

児童又は生徒の人間としての調和のとれた育成を目指す

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成
- ・資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成
- ・発達の段階に応じた調和のとれた育成

障がいの状態等以外にも…

- ・情報活用能力などの学習の基盤となる資質・能力
- ・主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力
- ・適性
- ・進路などの違い

学年による児童生徒の発達の段階の差異にも留意

《解説総則編》

→P169～P174

《教育基本法》

→第2条

→第14条

→第15条

《学校教育法》

→第21条

→第30条

→第37条

→第46条

《学校教育法施行規則》

→第129条

《地方教育行政の組織

及び運営に関する

法律》

小学部及び中学部における教育の基本 と教育課程の役割 2

学習指導要領
P61

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第4節の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、児童又は生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1) 確かな学力 (2) 豊かな心 (3) 健やかな体 (4) 自立活動の指導

★ポイント★

(1) 確かな学力

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、児童又は生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。

《解説総則編》

→P174～P177

(2) 豊かな心

道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

→P177～P184

(3) 健やかな体

学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

→P184～P187

(4) 自立活動の指導

学校における自立活動の指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

→P188～P189

小学部及び中学部における教育の基本 と教育課程の役割 3

学習指導要領
P62～63

3 2の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童又は生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動(ただし、第3節の3の(2)のイ及びカにおいて、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)及び自立活動の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

★ポイント★

○育成を目指す三つの柱

・知識及び技能

各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにしていくことが重要

・思考力、判断力、表現力等

教科横断的な視点に立って、言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を目指す中で育まれるようにすることが重要

・学びに向かう力、人間性等

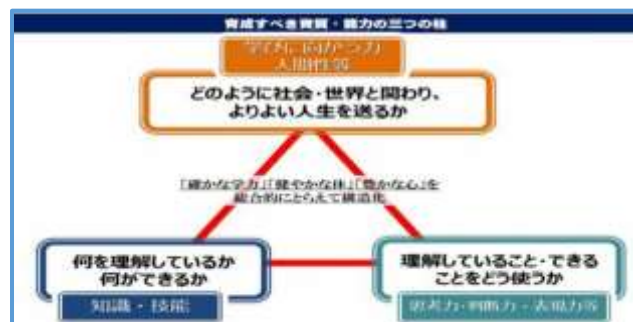
学校教育の豊かな実践を生かし、体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要

《解説総則編》

→P189～P194

《学校教育法》

→第30条



小学部及び中学部における教育の基本 と教育課程の役割 4

学習指導要領
P63

4 各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

★ポイント★

○児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握すること

《解説総則編》
→P194～P202

○カリキュラム・マネジメントの四つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

《解説総則編》
→P204

- ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
- ・個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと

→P292

→P271

○編成の手順（一例）

《解説総則編》
→P199～P202

- (1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
- (2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。
- (3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
- (4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
- (5) 教育課程を編成する。
- (6) 教育課程を実施する。
- (7) 教育課程を評価し改善する。

教育課程の編成 1

学習指導要領
P63

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
 - (1) 学習の基盤となる資質・能力
 - (2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

★ポイント★

○教育目標を設定する際の留意点

《解説総則編》

→P203～P204

- 1 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- 2 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- 3 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- 4 学校や地域の実態等に即したものであること。
その際、実施した教育課程に対する児童生徒の達成状況等を把握すること。
- 5 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- 6 評価が可能な具体性を有すること。

2 (1) 学習の基盤となる資質・能力

→P205～P209

言語能力

- ・国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められる
- ・言葉の働きや仕組みなどの言語としての共通性や固有の特徴への気づきを促し、相乗効果の中で言語能力の効果的な育成につなげていくことが重要

情報活用能力

- ・各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要

問題発見・解決能力

- ・各教科等で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要

2 (2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

→P209～P210

中央教育審議会答申において7点の資質能力が示されています。
解説総則編 P209～210 や本書Q&A8を参考にしてください。

教育課程の編成 2

学習指導要領
P64

- 3 教育課程の編成における共通的事項
- (1) 内容等の取扱い
- ①内容の取扱いの原則
 - ②学年の目標及び内容をまとめて示した教科の内容の取扱い
 - ③選択教科を開設する際の留意事項
 - ④⑤知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱い
 - ⑥知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の指導内容の設定
 - ⑦知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における選択教科の取扱い
 - ⑧道徳教育の内容

★ポイント★

○いずれの学校においても取り扱わなければならない内容（小・中学部）

- ・各教科、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動

《解説総則編》

→P210～P219

○知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校

特に示す場合を除く。「重複障害者等に関する教育課程の取扱い（第8節）」に規定
《解説総則編》P331～344

	すべての児童生徒が履修する教科等	総合的な学習（探究）の時間	必要に応じて設けることができる教科等	主として専門学科において開設する教科
小学部	生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、道徳科、特別活動、自立活動		外国語活動	
中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、道徳科、特別活動、自立活動	必履修	外国語	
高等部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、道徳科、特別活動、自立活動	必履修	外国語、情報	家政、農業、工業、流通・サービス、福祉

* 中学部においては、その他特に必要な教科を学校の判断により設けることができます。

* 高等部においては、学校独自に設けることができる「学校設定教科」があります。

※「各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする。」（告示P65、解説総則編P216より）

○道徳教育

- ・道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う

→P218～

教育課程の編成 3

学習指導要領
P64

3 教育課程の編成における共通的事項（小・中学部）

（2）授業時数等の取扱い

- ① 年間の授業時数の取扱い
- ② 年間の授業週数
- ③ 総合的な学習の時間に充てる授業時数
- ④ 特別活動の授業時数
- ⑤ 自立活動の授業時数
- ⑥ 授業の1単位時間
- ⑦ 短い時間を活用して行う指導
- ⑧ 給食、休憩などの時間
- ⑨ 時間割の弾力的な編成
- ⑩ 年間授業日数
- ⑪ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

★ポイント★

○年間の総授業時数

- ・小学校、中学校に準ずる *別表参照（本書総則12）
- ・総授業時数に含まれるもの
各教科、道徳科、外国語活動、外国語科、総合的な学習の時間、特別活動*（学級活動）、自立活動
*学校給食に係るものを除く。教育課程に位置付けて指導を行う際には、総授業時数に含めても差し支えないが、適切な指導計画を作成して指導を展開する必要があることに留意。

○年間の授業週数

- ・年間35週（小学部第1学年については34週）以上

○授業時数

- ・総合的な学習の時間→特別支援学校（視、聴、肢、病）は設ける。
→特別支援学校（知）小学部は設けない。
- ・特別活動→年間、学期、月ごとに、適切な授業時数を充当

○短い時間を活用して行う指導

- ・適切な体制を整備して実施した場合、授業時数に含めることができる。

《解説総則編》

→P219～P234

《学校教育法施行令》

→第29条

《学校教育法施行規則》

→第51条別表第1

→第73条別表第2

→第61条

→第62条

→第135条

【参照】

別表第1（第51条関係） 小学校標準授業時数（1単位時間45分）

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科 の授業 時間	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科である道徳 の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数				35	35		
総合的な学習の時間の 授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	980	1015	1015	1015

別表第2（第73条関係） 中学校標準授業時数（1単位時間50分）

区分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科 の授業 時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140	
特別の教科である道徳 の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の 授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

教育課程の編成 4

学習指導要領
P64

3 教育課程の編成における共通的事項（小・中学部）

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

ア 調和のとれた具体的な指導計画の作成

(ア) 資質・能力を育む効果的な指導

(イ) 各教科等及び各学年相互間の関連

(ウ) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科等の指導計画合科的・関連的な指導

(エ) 合科的・関連的な指導

(オ) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の指導内容の設定等

イ 個別の指導計画の作成

(ア) 基礎的・基本的な事項

(イ) 指導方法や指導体制の工夫

★ポイント★

○教育課程

- 各教科等の目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画

○指導計画

- 各教科等の指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画

○（知）合わせた指導

- 各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことができる。

*各学校においては、それぞれの目標及び内容を基にして、系統性や内容の関連性に十分配慮しながら、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の時間配当等を十分に明らかにした上で、適切に年間指導計画等を作成する必要がある。

○個別の指導計画

- 障がいのある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために各学校において作成するべきもの

《解説総則編》

→P234～P245

《学校教育法施行規則》

→第130条2項

教育課程の編成 5

学習指導要領
P68

4 学部段階及び学校段階等間の接続

- (1) 小学部における教育と幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実
- (2) 小学部における中学部等の教育等及びその後の教育との接続
- (3) 中学部における小学部等との接続
- (4) 中学部における高等部の教育等及びその後の教育との接続

学部段階及び学校段階等間の接続

- (1) 小学部においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、特別支援学校幼稚部教育要領及び幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学部入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

- (2) 小学部においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領又は中学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領又は高等学校学習指導要領を踏まえ、中学部における教育又は中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。
- (3) 中学部においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領又は小学校学習指導要領を踏まえ、小学部における教育又は小学校教育までの学習の成果が中学部における教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。
- (4) 中学部においては、特別支援学校高等部学習指導要領又は高等学校学習指導要領を踏まえ、高等部における教育又は高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。

《解説総則編》

→P246～P249

《教育基本法》

→第5条2項

高等部の教育課程の編成

高等部学習指導
P35～59

○高等部の教育課程の編成について

高等部の教育課程の編成については、高等部学習指導要領 P35～59
や解説（令和元年度末発行予定）を確認の上編成すること。

〔視聴肢病〕学校における
各教科・科目等履修等

高等部の教育課程の編成の概要

高等部の標準単位数については、各学科に共通する教科（共通教科）については高等学校に準じる。
また、主として専門学科において開設される教科（専門教科）は高等部学習指導要領に示す標準単位数
を踏まえて適切に定めることとなる。
卒業までに履修させる単位数は74単位。自立活動の授業については、1単位時間を50分として、35
単位時間の授業を1単位として計算することを標準として、単位数に含めることができる。
また、学校独自に設けることができる「学校設定教科」「学校設定科目」がある。

○各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及びその標準単位数を
踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定める。

ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数
を増加して配当することができる。

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

教科	科目	標準 単位数	必修科目	教科	科目	標準 単位数	必修科目	教科	科目	標準 単位数	必修科目	教科	科目	標準 単位数	必修科目												
国語	現代の国語	2	○	数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで履可	保健 体育	体育	7～8	○	外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	○2単位まで履可												
	言語文化	2	○		数学Ⅱ	4			保健	2	○		英語コミュニケーションⅡ	4		英語コミュニケーションⅢ	4										
	論理国語	4			数学Ⅲ	3		芸術	音楽Ⅰ 音楽Ⅱ 音楽Ⅲ 美術Ⅰ 美術Ⅱ 美術Ⅲ 工芸Ⅰ 工芸Ⅱ 工芸Ⅲ 書道Ⅰ 書道Ⅱ 書道Ⅲ	○	外国語		倫理・表現Ⅰ	2		倫理・表現Ⅱ	2		倫理・表現Ⅲ	2							
	文学国語	4			数学A	2							家庭	家庭基礎	2		家庭	家庭総合	4	○							
	国語表現	4			数学B	2								情報	情報Ⅰ 情報Ⅱ	○		情報	情報Ⅰ	2	○						
	古典研究	4			数学C	2											理数		理数探究基礎 理数探究	○	理数	理数探究基礎	1				
地理 歴史	地理総合	2	○	理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目 又は 基礎を付した科目 を3科目					総合的な探究の時間										3～6	○2単位まで履可	公民	倫理	2	○
	地理探究	3			政治・経済	物理基礎																			2		政治・経済
	歴史総合	2	○			生物		化学基礎	2		総合的な探究の時間														3～6	○2単位まで履可	
	日本史探究	3						生物基礎	化学	4																	
	世界史探究	3							生物基礎	生物			4														
	公民	公共	2							○			地学基礎	地学基礎	2												
倫理		2		地学			地学			4																	
政治・経済		2																									

○主として専門学科において開設される各教科・科目

- 〔視聴肢病〕 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語
- 〔視覚〕 保健理療
- 〔聴覚〕 印刷、理容・美容、クリーニング

○学校設定教科及び学校設定科目

○専攻科

- 〔視覚〕 保健理療、理療、理学療法
- 〔聴覚〕 理容・美容、歯科技工

教育課程の実施と学習評価 1

学習指導要領
P69～71

1 主体的・対話で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たって、配慮すべきこと

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (2) 言語環境の整備と言語活動の充実
- (3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験
- (4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の充実
- (5) 体験活動の重視
- (6) 課題や活動の選択及び自主的、自発的な学習の促進
- (7) 学校図書館、地域の公共施設の利活用

★ポイント★

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の三つの視点

- ・ 学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を次につなげているか
- ・ 協働や対話等を通じ、自己の活動を広げて深めることができているか
- ・ 見方・考え方を働かせ、知識を関連付けたり、情報を精査したり、解決策を考えたり創造したりできているか

*見方・考え方とは

各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方

《解説総則編》

→P250～P274

《中央教育審議会答申》

○言語環境の整備と言語活動の充実

- ・ 言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤である
- ・ 各学校において学校生活全体における言語環境を整えること
- ・ 国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること
- ・ 読書活動を充実させること

教育課程の実施と学習評価 2

学習指導要領
P69～71

- 2 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童または生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにする。
- 3 学習評価の充実
- (1) 指導の評価と改善
 - (2) 個別の指導計画に基づく評価
 - (3) 学習評価に関する工夫

★ポイント★

○訪問教育

- ・児童生徒のもてる力を最大限に引き出すため指導内容の一層の精選が必要
- ・児童生徒の障がいの状態や訪問先（家庭、児童福祉施設、医療機関等）は様々なため、一人一人の児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等、学習時間、学習する場所等に応じて、指導内容、指導方法及び指導体制を工夫
- ・コンピュータや情報通信ネットワーク等を活用
- ・学校全体で訪問教育を充実させるよう、校内体制を整備
- ・家族、福祉施設や医療機関の職員などの関係者との連携を図る

《解説総則編》

→P269～P270

→P343～P344

○学習評価に関する検討の経緯

- ・答申：「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(中等教育審議会答申平成28年12月21日)
- ・報告：「児童生徒の学習評価の在り方について」(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告平成31年1月21日)
- ・改善等通知：「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」(文部科学省初等中等教育局長通知平成31年3月29日)

中央教育審議会答申

《改善等通知》

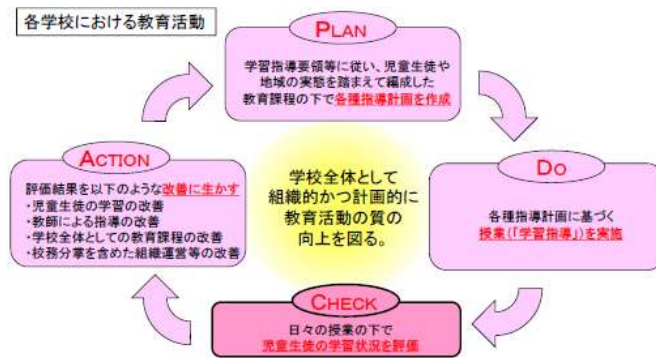
30文科書第1845号

教育課程の実施と学習評価 3

学習指導要領
P69~71

○カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」はもちろんのこと「学習評価」も学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。



○学校教育法施行規則（抄）

第24条

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

第57条

小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

※中学校、高等学校、特別支援学校についても同様に規定。

○平成29年改訂特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則

第4節教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1章第2節の3の(1)から(3)までに示すこと(引用注：資質・能力の三つの柱の育成)が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。(略)

2 学習評価の充実

(1) 児童又は生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

教育課程の実施と学習評価 4

学習指導要領

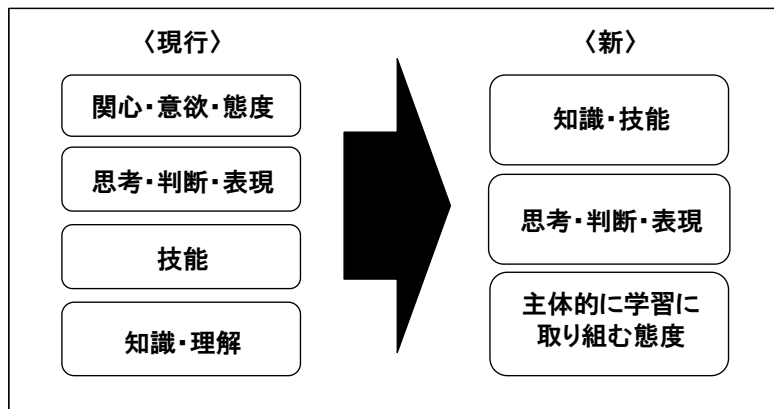
P69~71

○学習評価の改善の基本的な方向性

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ 慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

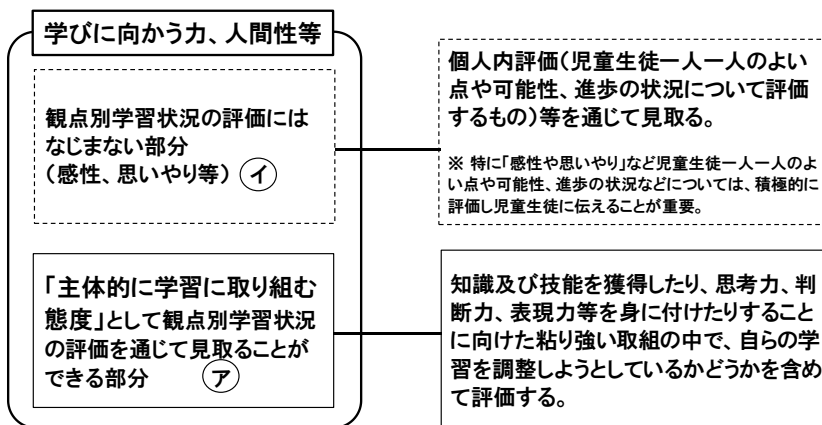
○観点別学習状況の評価の観点の整理

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。



○学びに向かう力、人間性等

「学びに向かう力、人間性等」には、㉗主体的に学習に取り組む態度として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、㉘観点別学習状況の評価や評定にはなじまない部分がある。



教育課程の実施と学習評価 5

学習指導要領
P69~71

◎障がいのある児童生徒の学習評価の考え方

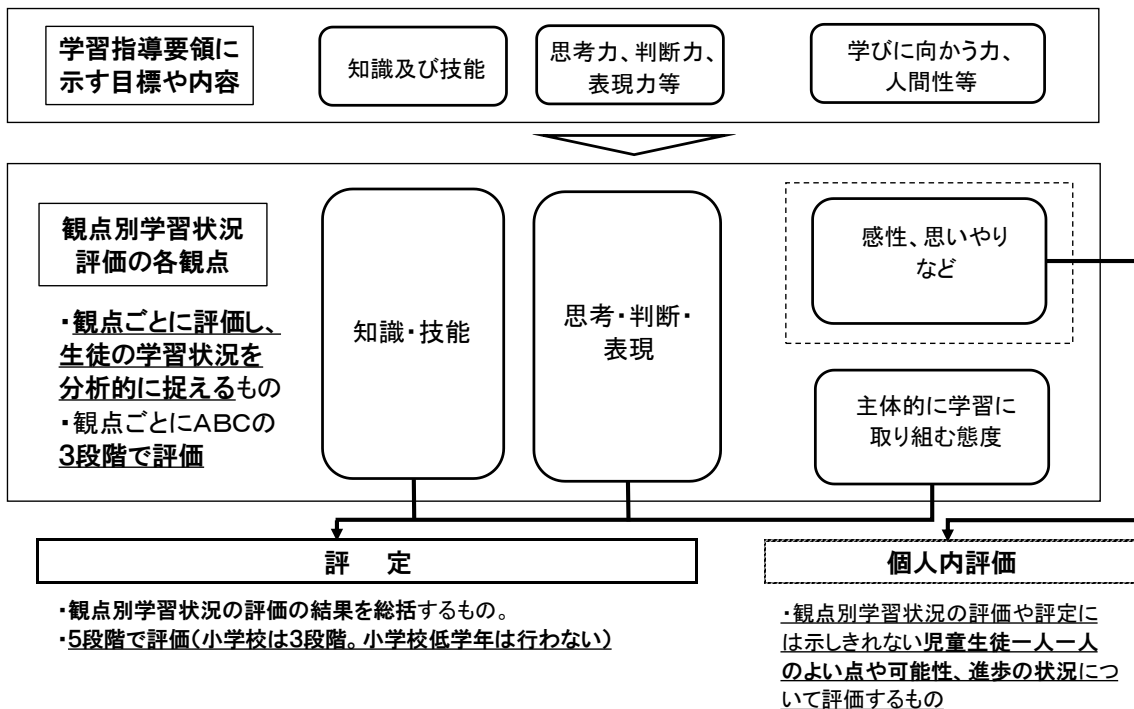
- ・ 学習評価に関する基本的な考え方は、障がいのある児童生徒においても同様である。
- ・ 障がいのある児童生徒については、個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行う。
- ・〔知〕各教科の学習評価においては観点別学習状況を踏まえた端的な文章記述とする。

【参考となるもの・活用できるもの】

- ・ 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領と解説における障がいのある児童生徒への配慮事項
- ・ 特別支援学校学習指導要領
- ・ 特別支援学校のセンター的機能（特別支援学校による助言や援助） 等

【まとめ】各教科における評価の基本構造

・各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標準拠評価）
 ・したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



児童又は生徒の調和的な発達の支援

学習指導要領
P71～72

- 1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実
教育課程の編成及び実施に当たって、配慮すべきこと
 - (1) 学級経営、児童生徒の発達の支援
 - (2) 生徒指導の充実
 - (3) キャリア教育の充実
 - (4) 生涯学習への意欲の向上
 - (5) 個別の教育支援計画の作成
 - (6) 重複障害者の指導
 - (7) 学校医との連絡
- 2 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導
- 3 学齢を経過した者への配慮

★ポイント★

- (1) …(中略)…信頼関係及びよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること
- (2) …(中略)…児童理解又は生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること
- (3) …(中略)…特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること
- (4) …(中略)…地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障がい者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること
- (5) …(中略)…家庭、地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること
- (6) …(中略)…重複障害者の指導については、専門的な知識、技能を有する教師や特別支援学校間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師やその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること
- (7) …(中略)…日本語の習得に困難のある児童生徒の指導を効果的に行うためには、児童生徒の在籍する通常の学級の教師、通級による日本語指導を担当する教師や学校管理職など、全ての教職員が協力しながら、学校全体で取り組む体制を構築することが重要

《解説総則編》

→P275～P291

《学校教育法施行規則》

→第132条3項

学校運営上の留意事項

学習指導要領
P72～74

- 1 教育課程の改善と学校評価等、教育外活動との連携等
 - (1)カリキュラム・マネジメントの実現と学校評価との関連付け
 - (2)各分野における学校の全体計画との関連づけ
 - (3)教育課程外の学校教育活動と教育課程との連携
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携
 - (1)家庭や地域社会との連携及び協働と世代を超えた交流の機会
 - (2)学校相互間の連携や交流
- 3 特別支援教育に関するセンターとしての役割

★ポイント★

○カリキュラム・マネジメントの実現と学校評価との関連

- ・校長の方針の下に、全教職員の適切な役割分担と連携に基づき行うとともに、学校評価と関連付けて行うこと

○学校が策定すべき全体計画

- ・学校保健計画
- ・学校安全計画
- ・食に関する指導の全体計画
- ・いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

○生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること

○家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

- ・学校や地域の実態等に応じ家庭や地域社会との連携及び協働を深めること
- ・高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を超えた交流の機会を設けること
- ・他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障がいのない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けること

○特別支援教育に関するセンターとしての役割

- ・各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域におけるセンターとしての役割を果たすこと
- ・学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備
- ・他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携

《解説総則編》

→P292～P304

《学校教育法》

→第42条

→第43条

→第82条

《学校教育法施行規則》

→第66条

《学校保健安全法》

→第5条

→第27条

《学校給食法》

→第42条

《いじめ防止対策推進法》

《解説総則編》

→P302～P304

道徳教育に関する配慮事項

学習指導要領
P74
P192

- 1 道徳教育の指導体制と全体計画
- 2 指導内容の重点化（小学部・中学部）
- 3 豊かな体験活動の充実といじめの防止（小学部・中学部）
- 4 家庭や地域社会との連携

★ポイント★

○校長の方針の明確化

学校の教育目標との関わりで、道徳教育の基本方針等を明示しなければならない

○道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備

○道徳教育の全体計画は、道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画

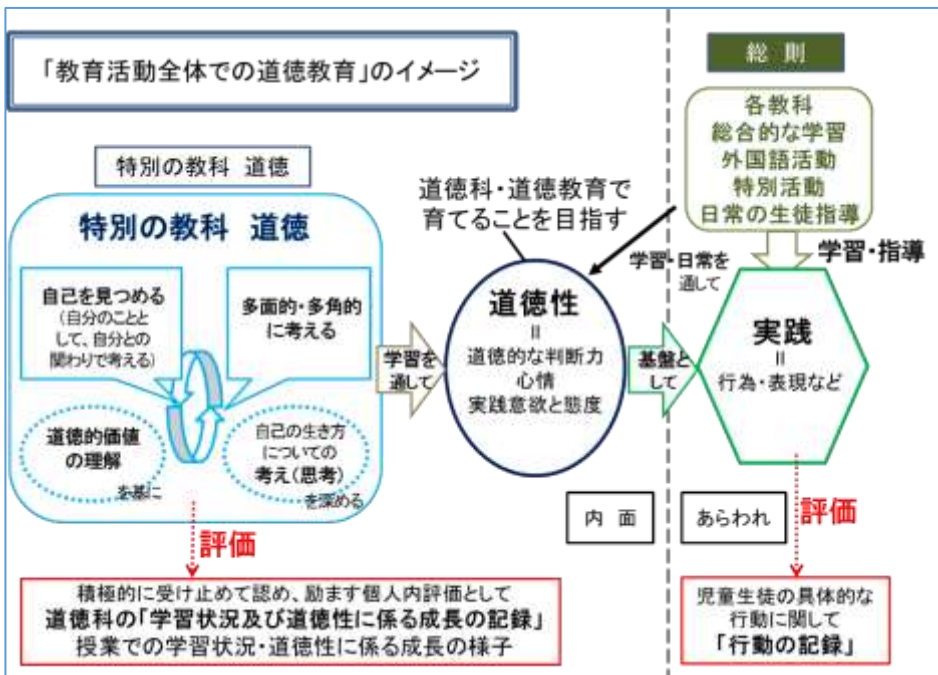
○道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行われること

《解説総則編》
→P305～P330

→P305～306

《小学校学習指導要領》
→P165～P172

《中学校学習指導要領》
→P154～P158



○各教科等における道徳教育

→P311

自立活動は、各教科等のみならず道徳科の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導を行うようにすること。

各教科等における道徳教育については、小・中学校学習指導要領・道徳教育は小・中学学習指導要領を準用し、適切に指導する

○指導内容の重点化

→P317

- ・学校としての指導の重点に基づき各学年段階の指導内容についての重点化を図ること

指導内容の重点化

(小学部) 児童の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意する

→P317

(中学部) 生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、小学部の指導内容を発展させる

→P323

- ・各学校が学校の実情や児童の実態などを踏まえ、社会的な要請や今日的課題についても考慮すること

→P318

○豊かな体験活動の充実といじめの防止

→P326

- ・学校や学級内の人間関係や環境
- ・豊かな体験の充実
- ・道徳教育の指導内容と児童生徒の日常生活

○家庭や地域社会との連携について

→P329

家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

- (1) 道徳教育に関わる情報発信
道徳教育の方針を家庭や地域社会に伝え、理解と協力を得る
- (2) 家庭や地域社会との相互連携
家庭や地域社会との相互交流の場の設定、学校運営協議会制度の活用

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

学習指導要領
P75

児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等、卒業後の進路や生活に必要な資質・能力等（以下、障がいの状態等）に応じた教育課程を編成することができるよう、次のような教育課程の取扱いに関する規定が設けられている。

なお、本節は重複障がい者に限定した教育課程の取扱いではないことに留意する必要がある。

- 1 障がいの状態により特に必要がある場合
- 2 知的障がい者である児童生徒の場合
- 3 重複障がい者の場合
 - (1) 知的障がいを併せ有する場合
 - (2) 障がいの状態により特に必要がある場合
- 4 訪問教育の場合
- 5 重複障がい者等に係わる授業時数
- 6 療養中及び訪問教育の生徒の通信により教育を行う場合：(高等部)

★ポイント★

○（第1章第3節の3の(1)のア）「教育課程の編成における共通的事項」

内容等の取扱い
第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

《解説総則編》
→P211

「学習指導要領は国が定める教育課程の基準であり、各学校において教育課程を編成、実施する際には、学習指導要領の各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示している場合を除き、必ず取り扱わなければならないことを規定したものである。」
この「特に示している場合」の規定が、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」である。

○「重複障害者」とは？

→P339～

当該学校に就学することになった障がい以外に他の障がいを併せ有する児童生徒であり、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障がいを複数併せ有する者を指している。

しかし、教育課程を編成する上で、上記3(1)(2)に示す規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障がいや自閉症、情緒障がい等を併せ有する場合も含めて考えてもよい。

内容の詳細は、解説総則編 P331～参照

(小学部・中学部)

文末表現は「できること」に留意!

各教科等の目標、内容を取り扱わなかったり、替えたりすることについては、その後の児童生徒の学習の在り方を大きく左右するため、慎重に検討してください。

重複障害者等に関する教育課程の取扱い (小学部・中学部)

児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、教育課程の取扱いを規定。
[小学部・中学部 第1章総則 第8節]

知的障害者である児童生徒の場合	通常の教育課程	障害の状態により特に必要がある場合 〔特別支援学校(知的障害)の場合も含む〕	知的障害を併せ有する児童生徒の場合	重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合
<p>□「小学部」の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者は、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容を並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科の一部を取り入れることができる。</p>	<p>□各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p>	<p>□各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる</p> <p>□各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる</p> <p>□道徳科の各学年の目標及び内容を、当該学年の前各学年の内容の一部又は全部によって替えることができる</p> <p>□各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる</p> <p>□道徳科の各学年の目標及び内容を、当該学年の前各学年の内容の一部又は全部によって替えることができる</p>	<p>□視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者のための小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる</p> <p>□「小学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する「小学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって替えることができる</p> <p>□小学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れる</p> <p>□幼稚園の各領域ねらい及び内容の一部を取り入れる</p>	<p>□「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる</p>

上記の取扱いを適用する際の留意点(学年又は段階の目標の系統性や内容の関連)を規定。

(高等部)

重複障害者等に関する教育課程の取扱い (高等部)

生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、教育課程の取扱を規定。[高等部第1章総則 第2節第8款]

知的障害者である生徒の場合	通常の教育課程	障害の状態により特に必要がある場合 〔特別支援学校(知的障害)の場合も含む〕	知的障害を併せ有する生徒の場合	重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合
<p>□高等部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第2章に示す各教科、科目、中学校学習指導要領第2章に示す各教科又は小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。</p>	<p>□各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p>	<p>□(1) 各教科・科目(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科)の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる</p> <p>□(2) 高等部の各教科・科目(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科)の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって替えることができる</p> <p>□(3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科に属する科目及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動については、小学部・中学部外国語指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる</p>	<p>□(1) 各教科の目標及び内容の一部又は各教科・科目を、当該各教科・科目に相当する第2章第2節第1款及び第2款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校各教科の目標及び内容の一部又は各教科によって替えることができる</p> <p>□(2) 科目に替えて履修した第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとする</p> <p>□(3) 校長は、(2)により、第2款の(3)に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等について定めることができる</p> <p>□(4) 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、第2款の(3)に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等について定めることができる</p>	<p>□(1) 各教科・科目若しくは特別活動(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科、道徳科若しくは特別活動)の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは特別活動の時間(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科若しくは特別活動)に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる</p> <p>□(2) 校長は、各教科・科目若しくは特別活動(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科、道徳科若しくは特別活動)の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な学習の時間(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科若しくは総合的な学習の時間)に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる</p> <p>□(3) 校長は、(2)により、第2款の(3)に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者でその成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする</p>

★ポイント★

以下では、重複障害者等の規程の一部を取り上げています。告示や解説で確認ください。

○「障害の状態により特に必要がある場合」とは

例えば、障がいの状態により学習面において様々なつまずきや困難が生じているため、当該学年の学習の一部又は全部が困難な状態を指す。

《解説総則編》

→P332

○「重度障がい者」について

自立活動を主とした教育課程を前提とせず、一人一人の学習の習得状況等を踏まえ、教育課程の編成を工夫すること。

→P331

○「一部を取り扱わないことができる」とは

安易に取り扱わなくてもよいということではない。学習上の困難に応じた手立てを講じても目標達成が困難かどうかを、慎重に吟味することが不可欠である。

→P333

P333～前の学年の目標・内容に替えることができる規定もあります。

○中学部の各教科の目標及び内容を、小学部や小学校の各教科の目標及び内容に替えることができる。同様に、高等部の各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって替えることができる。

→P335

高等部は「一部」

この場合、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科とは、原則として教科名称の同一のものを指しますが、以下の表のように相当すると考えられる。

小学部（知）	中学部（知）	高等部（知）
生活	社会、理科、保健体育、 職業・家庭等	社会、理科、保健体育、 職業、家庭等
社会	社会	地理歴史、公民
算数	数学	数学
音楽	音楽	芸術
図画工作	美術	//
体育	保健体育	保健体育
家庭	技術・家庭	家庭
—	職業・家庭	職業、家庭

「生活」と「職・家庭」「社会」「理科」とのつながり
＜各教科編解説＞
P43、P279、P331 参照

教科の名称まで替えることはできない！

○「内容を取り扱わなかったり、替えたりした事項」について

学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮すること。

→P337

○知的障がい者である児童生徒の場合・・・

小学部の3段階または中学部の2段階に示す各教科等の内容を習得し目標を達成している者については、小学校や中学校当該学年までの各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

《解説総則編》

→P338

○知的障がいを併せ有する児童生徒の場合

特別支援学校（視、聴、肢、病）に就学する児童生徒のうち、知的障がいを併せ有する児童生徒については、各教科（・科目）又は各教科（・科目）の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する特別支援学校（知）の各教科又は各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる。この場合に小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができ、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができる。

→P339～

ア 各教科の目標、内容に関する事項の一部を替える場合

特別支援学校（視、聴、肢、病）の各教科（・科目）を、当該各教科（・科目）に相当する特別支援学校（知）の各教科によって替えることができる。

	知	視、聴、肢、病
小	生活	社会、理科、家庭
中	職業・家庭	技術・家庭
高	社会 音楽 美術	地理歴史、公民 芸術 //

ア、イとも教科（・科目）の名称を替えることはできません。

イ 各教科（・科目）を替える場合

考え方はアと同様。高等部でも同様。

なお、高等部においては、74単位以上の修得で高等部の全課程の修了を認定されるため、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準として単位に換算することとなっている。

ウ 特別支援学校（知）における各教科等の履修等による場合

高等部の場合、生徒の障がいの状態により特に必要がある場合には、「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等」の各項目に示す規定を適用できるようになっている。

その場合、全課程修了の認定については、単位制によるのではなく、各教科等の学習の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、校長が認定するものとなっている。

なお、この規定を適用する際には、道徳科の履修が必要とされていることにも留意すること。

○「自立活動を主として指導」について

重複障がい者のうち、障がいの状態等により特に必要がある場合には、各教科等の目標及び内容に関する事項に一部又は全部に替えて、自立活動を主として指導をすることができる。

ただし、道徳及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることはできない。

この規定を適用する際に留意すること

重複障がい者については、一人一人の障がいの状態が極めて多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きい。他の児童生徒と同様、第1章総則第1節「教育目標」において示したとおり、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。

その上で、次に示すとおり、各教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを踏まえ、小・中学部の在学期間に学校教育として提供すべき教育の内容を卒業後の生活も考慮しながら、障がいの状態により特に必要がある場合か否かを検討していくことが必要である。

① 各教科の目標設定に至る手続きの例

各教科の教育の内容は、児童生徒の発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教育することとなっている。

- a 小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標に照らし、児童生徒の学習状況が何学年相当か把握する。
 - ・ 当該学年の各教科の目標について
 - ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標について
 - ・ 中学部より前の各学部の各教科の目標及びねらいについて
- b 上記aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第1節第2款の第1及び第2節第2款の第1に示されている知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校小学部及び中学部の各教科の目標に照らし、児童生徒の学習状況が何段階相当か把握する。
- c 上記a又はbを踏まえ、小学部又は中学部卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育の内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

② 自立活動の目標設定に至る手続きの例

自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うものである。

- a 個々の児童生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

この規定を適用する場合、障がい重複している、あるいはその障がいが重度であるという理由だけで、各教科等の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま、安易に自立活動を主とした指導を行うようなことのないように留意しなければならない。

《解説総則編》

→P341～

●本規程を適用する前提となる考え方

「…最初から既存の教育課程の枠組みに生徒を当てはめて考えることは避けなければならない。」

「…生徒一人一人の学習状況等の把握に努める必要がある。」

→P342

→P343

○「訪問教育」について

- ・個々の実態に応じた指導を行うため弾力的な教育課程を編成する
- ・実情に応じた授業時数を適切に定める
- ・訪問教育を受けた高等部の全課程の修了の認定、卒業の認定
校長が生徒の学習の成果に基づき行う。認定に当たっての必要な単位数については規定されていない。

※ 学校教育法施行規則第 131 条第 1 項にも規定されている

第 131 条（1）

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第 126 条から第 129 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

《解説総則編》

→P343

○重複障がい者等に係る授業時数について

重複障がい者や療養中の児童生徒の場合又は訪問教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるとされている。

→P344

○療養中及び訪問教育の生徒の通信により教育を行う場合【高等部】

療養中の生徒及び訪問教育を受ける生徒については、各教科（・科目）の一部を通信により教育を行うことができる。この場合の 1 単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等については、実情に応じて弾力的な取扱いができる。ただし、各教科（・科目）の目標が達成できるよう回数等を適切に定める必要がある。

訪問教育を受ける生徒で、各教科（・科目）の履修が可能な場合には、通信による指導を合わせて行うことにより、療養中の生徒同様に単位を取得することができる。

なお、特別支援学校（知）においては、単位制ではないので、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等については、実情に応じて定めるとされている。

特別の教科 道徳

学習指導要領
P192

小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

★ポイント★

○道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校に準ずること

《解説各教科等編》
→P524～P525

○「特別の教科道徳」の目標（小・中学校学習指導要領より）

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

《小・中学校学習指導要領》
第3章

○特別支援学校独自の3項目に十分配慮すること

- ① 自己の障がいについての認識を深め、自ら進んで学習上又は生活上の困難を改善・克服し、強く生きようとする意欲を高める。
- ② 経験の拡充により、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳性を養う。
- ③ 知的障がい教育については、他の教科と同様に指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定。実際的な体験を重視。

道徳教育推進上の配慮事項については、解説総則編 P305～330 を参照ください。

◎道徳科において扱う項目

視点	内容項目	
	小学校	中学校
A 主として自分自身に関すること	善悪の判断、自律、自由と責任	自主、自律、自由と責任
	正直、誠実	
	節度、節制	節度、節制
	個性の伸長	向上心、個性の伸長
	希望と勇気、努力と強い意志	希望と勇気、克己と強い意志
	真理の探究	真理の探究、創造
B 主として人との関わりに関すること	親切、思いやり	思いやり、感謝
	感謝	
	礼儀	礼儀
	友情、信頼	友情、信頼
	相互理解、寛容	相互理解、寛容
C 主として集団や社会との関わりに関すること	規則の尊重	遵法精神、公德心
	公正、公平、社会正義	公正、公平、社会正義
	勤労、公共の精神	社会参画、公共の精神
		勤労
	家族愛、家庭生活の充実	家族愛、家庭生活の充実
	よりよい学校生活、集団生活の充実	よりよい学校生活、集団生活の充実
	伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
		我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度
国際理解、国際親善	国際理解、国際貢献	
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	生命の尊さ	生命の尊さ
	自然愛護	自然愛護
	感動、畏敬の念	感動、畏敬の念
	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び

○道徳科の評価の基本的な考え方

他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが適当です。

具体的には・・・

- 学習活動において、児童生徒がより**多面的・多角的な見方**へと発展しているか
- 道徳的価値の理解を**自分自身との関わりの中で**深めているか

個々の内容項目ごとではなく、大きくくりな、まとまりを踏まえた評価

詳細は、H28.7.29 付け 28 文科初第 604 号通知 参照

外国語活動

学習指導要領
P193

第1款 特別支援学校（視、聴、肢、病）

小学校 学習指導要領第4章 に示すものに準ずるほか、次の事項に配慮する。

- 1 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。
- 2 指導に当たっては、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

第2款 特別支援学校（知）

1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語や外国の文化に触れることを通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成を目指す。

- (1) 外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気付き、外国語の音声に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語への関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

★ポイント★

特別支援学校（視、聴、肢、病）

○「準ずる」とは、原則として同一ということ

＊ただし、特別支援学校独自の2項目に十分配慮する必要がある。

- ①指導内容の精選等
- ②自立活動の指導との関連

特別支援学校（知）

○外国語活動新設の趣旨（中央教育審議会答申）

『小学校における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、実態等を考慮の上、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため、教育課程に外国語活動の内容を加えることができるようにすることが適当である。』

○小学部3学年以上の児童を対象

国語科の3段階の目標及び内容を学習する児童が学ぶことができるように目標及び内容を設定している。

《解説各教科等編》

→P526～P545

《小学校学習指導要領》

→P169

《中央教育審議会答申》

総合的な学習の時間

学習指導要領
P197

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

★ポイント★

○特別支援学校（視、聴、肢、病）は小学部第3学年以上及び中学部において特別支援学校（知）は、中学部においてそれぞれ適切な授業時数を定めること

《解説各教科等編》
→P546～P547

○指導計画の作成と内容の取り扱いについては、準ずる（同一にする）ことに加え、特別支援学校学習指導要領に示された特別支援学校独自の3項目に配慮する。

《小学校学習指導要領》
→P175～P178

- ① 実態に応じて、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器などを適切に活用する。
- ② 体験活動の展開に当たっては、参加者全員の安全や健康、衛生等に十分配慮する。
- ③ 知的障がい者は、抽象的な内容が分かりにくい、学習した知識や技能が断片的になりやすいといった学習上の特性に配慮して、具体の場面や物事に即しながら段階的な継続した指導を行う。

《中学校学習指導要領》
→P159～P161

特別活動

学習指導要領
P198

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

★ポイント★

○「準ずる」とは、原則として同一ということを意味している。

○特別支援学校独自の3項目

- ・「適宜他の学級や学年と合併する」ことなどによって、少人数からくる制約を解消するよう努めることが重要
- ・実施に当たっては、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めることが必要
- ・特別支援学校（知）においては、生活年齢や個々の学習状況を踏まえた指導内容の設定に考慮することが重要
 - 児童生徒一人一人の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際、特に、児童生徒の理解に基づく、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導することが必要

《解説各教科等編》
→P548～P549